

## 非公式現地調査を踏まえたバスチャン・ベルツキー氏からの助言

※これは現地視察と協議に基づく、IUCN 専門家の個人的な結論である

- 今回の現地調査において、北部訓練場（以下「NTA」という。）返還地を含む数カ所の現地視察で、これらの地域の重要な価値と完全性が確認され、これらの地域を推薦地に包含することの重要性を確認した。

すなわち、

- ・ NTA 返還地は林齢の高い樹木や重要な希少種も存在し、既存の推薦地と変わりの無い重要な地域であり、これらの森林は保全価値の高い素晴らしい森林である。
- ・ NTA 返還地の多くは、国立公園の特別保護地区及び第 1 種特別地域、または、森林生態系保護地域の保存地区に指定され、推薦区域に新たに加えられることは大きな改善であり、既存の推薦地との連続性や完全性を大幅に強化するものである。

- 今後、推薦書の修正において進めるべき主要優先事項は以下の通りである。

### 1) 推薦地と緩衝地帯の境界を確定する:

- a. **奄美大島:** 個人的意見としては、関係者が合意すれば、小規模な普通地域の回廊部分について、既存の（限られてはいるが）規制を考慮すると、緩衝地帯に含めても問題ない。この部分を包含することにより緩衝地帯の統一性（coherence）が強化される；
- b. **徳之島:** 推薦する二つの構成要素について、説明と妥当性（価値の証明）を記述することを忘れないこと（下記参照）；
- c. **沖縄島北部:** 個人的意見としては、関係者が合意すれば、推薦区域が剥き出しの部分を解決するために、推薦区域に隣接する第 3 種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林管理を行うことが合意されている区域については、これらのゾーンにおける持続可能な森林利用のための既存の規制や自主ルールを考慮すると、緩衝地帯に含めても問題ない。これらの部分を包含することにより、緩衝地帯は著しく（有意に）強化される；
- d. **西表島:** 小規模な孤立部分を推薦地から緩衝地帯に移し、関係者が合意すれば、河川流域をより多く推薦地に追加する。特に、比較的手つかずの（intact）状態にある大規模な流域で、イリオモテヤマネコやその他の種にとって重要な所を追加する。そのような追加は相当な改善であり、西表島において資産の完全性や保護及び資産の価値を大きく支持することになる。

2) 可能な範囲すべてで包括的管理計画を改訂する。 少なくとも主要な境界変更や緩衝地帯の変更を反映する（あるいは推薦書に、改訂は進行中、または保留中と明記する。次項参照）

3) 新推薦書を完成させる:

- a. 自分の意見として重要な点は以下の通り:
  - i. クライテリア(ix)についての記述を削除し、クライテリア(x)の価値の証明を更新する（例えば IUCN 評価書の適切な表現を利用する）；
  - ii. 境界の変更及び緩衝地帯の変更を反映する（例えば地図、図、表、本文中の番号を必要に応じて更新する）；
  - iii. 徳之島の二つの構成要素について、説明（description）と妥当性（justification）を追加する（例えば、アマミノクロウサギや他の重要種の自然生息地が分断されていることや、アマミノクロウサギの個体群が2つに分かれていることを記述する）；
  - iv. 第2章に推薦の歴史を短いセクション（あるいはボックス）で追加することを検討する。ここで、推薦が初回からどう変わったかを簡単に示しても良い（特に、クライテリア(x)に絞ったこと、構成要素が24から5に減ったこと、NTA 返還地のほとんどを推薦地に追加したこと、その他、主要な追加地や緩衝地帯の強化等。）付属資料として、前回 IUCN 勧告への対応をミッション時に配付したような表などに短くまとめ、それをこのボックス内で参照しても良い；
  - v. 第3章の比較分析にイントロダクションを追加。ここでは中琉球・南琉球の世界的意義の短いまとめを示し（例えば、生物多様性ホットスポット日本の中で固有種数に占める割合；固有種率；固有種、絶滅危惧種、EDGE 種の総数；固有鳥類生息地域（EBAs）、重要野鳥生息地（IBAs）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBAs）、絶滅ゼロ同盟サイト（AZEs）等の国際的な保全優先地域の数）、その後の比較分析の全体的なアプローチを記述する；
  - vi. 第5章の保護管理を更新する。例えば以下の内容を追加する：改訂緩衝地帯における各種管理ゾーンについて、規制や割合を示す表；NTA に関する米国政府との協力について「自然及び文化資源の統合的管理計画」を参照して説明、NTA を示す地図；近年の奄美大島におけるノネコ管理計画の採択と実施；その他の追加的な侵略的外来種対策（防止、探索、駆除）の実施；
  - vii. IUCN 勧告に関連する対応で進捗中または保留中のものについて記述（進捗、現状完了予定時期を記述する。例えば、奄美大島の私有地取得計画、沖縄島北部及び西表島の持続可能な観光計画、総合的モニタリング計画）

- b. 包括的管理計画の最新版を添付する。これは推薦地全体を対象とするもので、推薦書の第 5 章に計画に関する短い説明と更新状況、完成予想時期を記述する；
- c. 最後に「完成されているかの確認」を行う（作業指針パラ 132 と Annex5 を参照）。特に、推薦地と緩衝地帯の公式地図（抜けている地域がないか、境界は明瞭か、緯度経度表記、凡例、スケール等）及び推薦書の形式的要件（例えば章や項の抜けがないか）に注意する。